

路外駐車場及び特定路外駐車場の
設置等の届出に関する手引き

令和8年2月

渋川市都市政策課

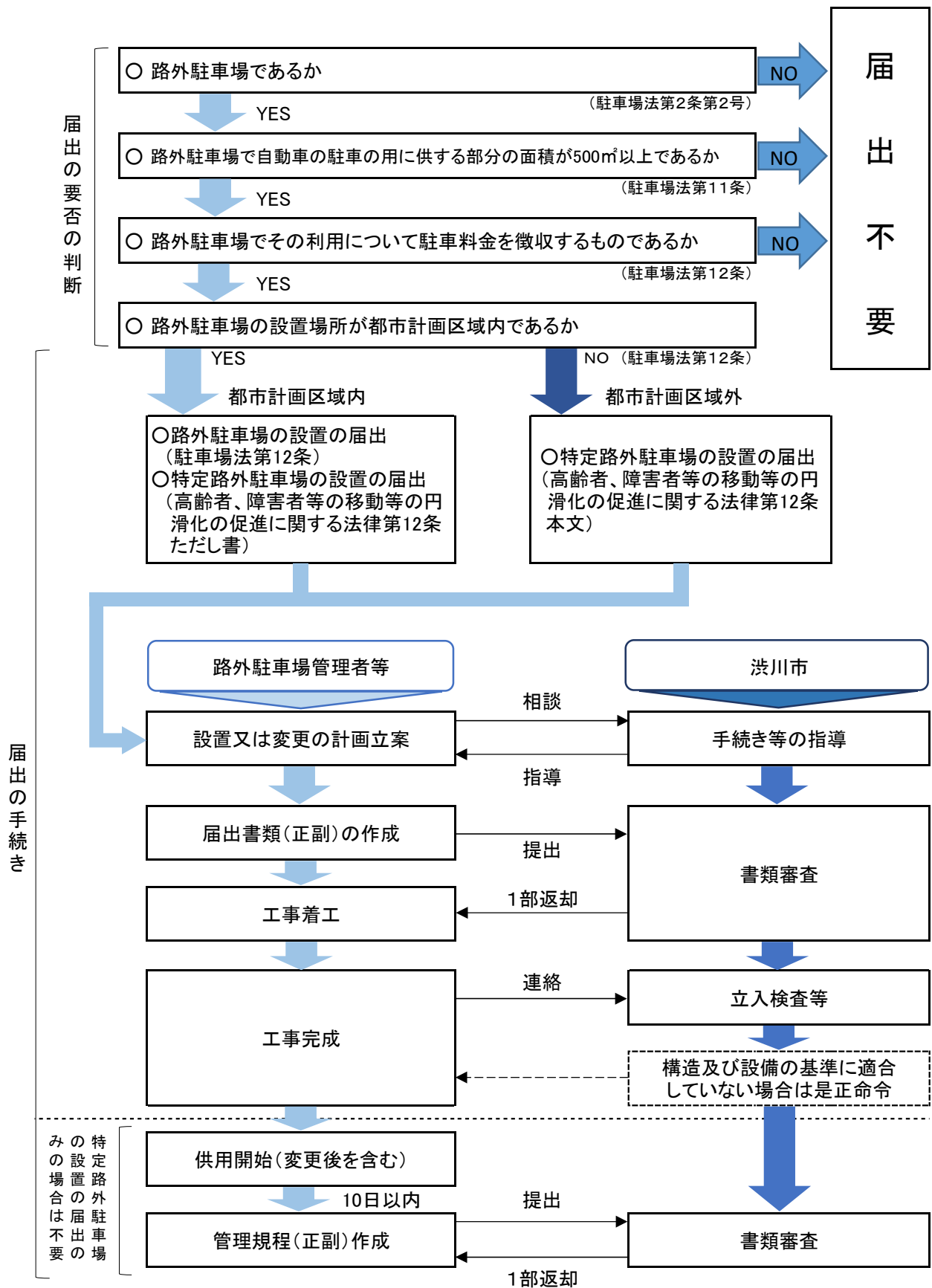
目 次

I. 用語の定義	1
II. 手続きの流れ	2
III. 届出書類	3
IV. 各種様式	
① 路外駐車場設置（変更）届出書（様式第1号）	5
② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項 ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様 式第2号）	7
③ 路外駐車場設置（変更）届チェックリスト（様式第3号）	8
④ 路外駐車場管理規程届（様式第4号）	11
⑤ 路外駐車場管理規程チェックリスト（様式第5号）	12
⑥ 路外駐車場休止届（様式第6号）	13
⑦ 路外駐車場再開届（様式第7号）	14
⑧ 路外駐車場廃止届（様式第8号）	15
⑨ 特定路外駐車場設置（変更）届出書（様式第9号）	16
⑩ 特定路外駐車場設置（変更）届チェックリスト（様式第10号）	17

用語の定義

路外駐車場	(駐車場法第2条第2号)
道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。	
道路	(駐車場法第2条第3号、道路法第3条)
高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道をいう。	
自動車	(駐車場法第2条第4号、道路交通法第2条第1項第9号)
原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。	
駐車	(駐車場法第2条第5号、道路交通法第2条第1項第18号)
車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止(特定自動走行中の停止を除く。)をし、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。	
一般公共の用に供する	(平成26年2月20日開催の第27回全国駐車場政策担当者会議)
不特定多数の者の直接の利用に供することを目的として設置されたものをいう。 例えば、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、専用駐車場であることの明示だけでなく、管理人等による一般利用の排除等によって、厳密に当該建物の利用者のみの利用に限定される場合以外は、「一般公共の用に供する」と解される。	
路外駐車場管理者等	(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第11号)
駐車場法第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。	
特定路外駐車場	(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。	

路外駐車場の設置又は変更に必要な届出の手続きの流れ



路外駐車場の設置等に係る届出書類

■路外駐車場の設置又は変更に必要な届出書類(届出時期:工事着工前)

路外駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)			駐車場法施行規則第1条本文	
添付	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(様式第2号)		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第2項	
	路外駐車場設置(変更)届チェックリスト(様式第3号)		渋川市指定様式	
	地形図(位置図) 縮尺1/10,000以上		駐車場法施行規則第1条第1号	
	平面図 縮尺1/200以上 (次に掲げる事項を表示)		駐車場法施行規則第1条第2号	
	a	路外駐車場の区域		
	b	路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)		
	c	路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋		
	d	路外駐車場車いす使用者用駐車施設		
	e	路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第2項
	建築物である 路外駐車場	各階平面図 縮尺1/200以上		駐車場法施行規則第1条第3号
		2面以上の立面図及び断面図 縮尺1/200以上		
駐車場法施行令第8条第3号及び第9条から第14条までの構造及び整備の基準に適合していることが確認できる書類		渋川市指定書類		
特殊の装置を用いる路外駐車場	国土交通大臣認定書の写し		渋川市指定書類	
	特殊装置設置計画書及び認定に係る説明資料等			

※変更の場合は、変更箇所に係る添付書類を提出すること。

■路外駐車場の設置又は変更に必要な届出書類(届出時期:供用開始後又は変更後10日以内)

路外駐車場管理規程届(様式第4号)		渋川市指定様式
添付	路外駐車場管理規程チェックリスト(様式第5号)	渋川市指定様式
	路外駐車場管理規程(路外駐車場管理者等による任意書式)の写し	渋川市指定書類
	供用時間及び駐車料金の明示箇所の写真	渋川市指定書類

■路外駐車場(全部又は一部)の休止に必要な届出書類(届出時期:休止後10日以内)

路外駐車場休止届(様式第6号)		渋川市指定様式
添付	一部休止の場合 平面図 縮尺1/200以上 (休止箇所を表示)	渋川市指定書類

■路外駐車場(全部又は一部)の再開に必要な届出書類(届出時期:再開後10日以内)

路外駐車場再開届(様式第7号)		渋川市指定様式
添付	平面図 縮尺1/200以上 (再開箇所を表示)	渋川市指定書類

■路外駐車場(全部又は一部)の廃止に必要な届出書類(届出時期:廃止後10日以内)

路外駐車場廃止届(様式第8号)		渋川市指定様式
添付	一部廃止の場合 平面図 縮尺1/200以上 (廃止箇所を表示)	渋川市指定書類

特定路外駐車場の設置等に係る届出書類

■ 特定路外駐車場の設置又は変更のみ行う場合に必要な届出書類(届出時期: 工事着工前)

特定路外駐車場設置(変更)届出書(様式第9号)		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第1項
添付	特定路外駐車場設置(変更)届チェックリスト(様式第10号)	渋川市指定様式
	地形図(位置図) 縮尺1/10,000以上	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第1項第1号
	平面図 縮尺1/200以上 (次に掲げる事項を表示)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第1項第2号
	a 特定路外駐車場の区域	
	b 路外駐車場車いす使用者用駐車施設	
	c 路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設	

※変更の場合は、変更箇所に係る添付書類を提出すること。

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

渋川市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐 車 場 の 名 称					
2 駐 車 場 の 位 置					
規 模	3 イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (※) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車駐車台数
					台
			特定自動二輪車駐車台数		
			台		
			小計	平方メートル	
それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
			四輪車駐車台数		
			台		
特定自動二輪車駐車台数					
台					
小計		平方メートル			
車路等の面積(B)		平方メ			
b 建築物でない部分		駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	特定自動二輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
	四輪車及び特定自動二輪車併用			平方メートル	
				四輪車駐車台数	
				台	
	特定自動二輪車駐車台数				
	台				
	小計		平方メートル		
	それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
			四輪車駐車台数		
			台		
	特定自動二輪車駐車台数				
	台				
	小計	平方メートル			
	車路等の面積(D)		平方メートル		

		駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車駐車台数	
					台	
				特定自動二輪車駐車台数		
				台		
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル					
	四輪車駐車台数					
	台					
特定自動二輪車駐車台数						
台						
小計	平方メートル					
4 構造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日	年 月 日				

(※) 四輪車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規 模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1 の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2 のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2 のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2 のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

路外駐車場設置(変更)届チェックリスト

駐車場の名称	
チェックリスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合に○を記入

チエック内容		チェック	審査	備考
必須書類	1 路外駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)			
	2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(様式第2号)			
	3 路外駐車場設置(変更)届チェックリスト(様式第3号)			
	4 地形図(位置図) 縮尺1/10,000以上			
	5 次に掲げる事項を表示した平面図 縮尺1/200以上			
	a 路外駐車場の区域			
	b 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)			
	c 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋			変更の場合は、変更箇所に係る添付書類を提出すること
	d 路外駐車場車いす使用者用駐車施設			
	e 路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設			
建築物である路外駐車場	6 各階平面図 縮尺1/200以上			
	7 2面以上の立面図及び断面図 縮尺1/200以上			
	8 駐車場法施行令第8条第3号及び第9条から第14条までの構造及び整備の基準に適合していることが確認できる書類			
特殊の装置を用いる路外駐車場	9 国土交通大臣認定書の写し			
	10 特殊装置設置計画書及び認定に係る説明資料等			

構 造 及 び 設 備 の 基 準		チェック	審査	備考
駐車場法施行令第7条第1項第1号(出入口を設置できない部分)	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルに設けていないか			道路交通法第44条第1項各号に掲げる道路の部分
	2 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分でないか			
	6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内でないか			
	7 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分でないか			

構 造 及 び 設 備 の 基 準		チェック	審査	備考
駐車場法施行令第7条第1項第1号 (出入口を設置できない部分)	8	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)でないか		
	9	橋でないか		
	10	接続する道路の幅員が6m以上か (m)		
	11	接続する道路の縦断勾配が10%以下か (%)		
駐車場法施行令第7条第1項第2～5号 (出入口の安全)	1	2以上の前面道路がある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けているか		
	2	自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としているか(縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除く。)		
	3	自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを設けているか。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上としているか		
	4	自動車の出口から2m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さの位置において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上見通せるか		
駐車場法施行令第8条第2号 (車路)	1	一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.75m)以上あるか		
	2	一方通行の自動車の車路又はその部分(上記の部分を除く。)3.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては2.25m)以上あるか		
	3	その他の自動車の車路又はその部分5.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては3.5m)以上あるか		
建築物である路外駐車場	駐車場法施行令第8条第3号 (建築物である路外駐車場の車路)	1	はり下の高さは、2.3m以上あるか (m)	
		2	屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、自動車を5m(自動二輪車専用駐車場にあっては3m)以上の内法半径で回転できるか	
		3	傾斜部の縦断勾配は、17%以下か (%)	
		4	傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料であるか	
	駐車場法施行令第9条 (駐車の用に供する部分の高さ)	1	はり下の高さは、2.1m以上あるか (m)	
建築物	駐車場法施行令第10条 (避難階段)	1	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか	
	駐車場法施行令第11条 (防火区画)	1	給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造(建築基準法第2条7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条1項に規定する特定防火設備をいう。)によって区画しているか	

構 造 及 び 設 備 の 基 準			チェック	審査	備考
物 で あ る 路 外 駐 車 場	駐車場法施行令 第12条 (換気装置)	1 内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか(窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものを除く。)			
	駐車場法施行令 第13条 (照明装置)	1 自動車の車路の路面は、10ルクス以上あるか			
		2 自動車の駐車の用に供する部分の床面は、2ルクス以上あるか			
	駐車場法施行令 第14条 (警報装置)	1 警報装置を設けているか			
駐車場法施行令 第15条 (特殊の装置)		1 国土交通大臣が認定した特殊の装置であるか			
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 第2条 (車いす使用者用駐車施設)	1	幅が350cm以上の車いす使用者用駐車スペースを次の場合に応じて設けているか (駐車施設の数が200以下の場合) 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上 (駐車施設の数200超の場合) 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上			
		2 車いす使用者用駐車スペースの表示をしているか			
	3	移動等円滑化経路(車いす使用者用駐車スペースから道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路)の長さができるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車スペースを設けているか			
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 第3条 (移動等円滑化経路)	1	移動等円滑化経路を1以上設けているか			
	2	移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けていないか			
	3	移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、通路は50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか			
	4	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、段に代わる傾斜路の幅を120cm以上、段に併設する傾斜路の幅を90cm以上としているか			
	5	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、勾配を1/12以下とし、高さが16cm以下の場合には1/8以下としているか			
	6	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、高さが75cmを超える場合(勾配が1/20を超えるものに限る。)に、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置しているか			
	7	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に手すりを設けているか			
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 第4条 (特殊の装置)		1 国土交通大臣が認定した特殊の装置であるか			

年 月 日

渋川市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程届

〔 〕 駐車場の管理規程を定め、又は管理規程に定めた事項を変更しましたので、駐車場法第 13 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 管 理 規 程 別添のとおり

路外駐車場管理規程チェックリスト

駐車場の名称	
チェックリスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合に○を記入

チ ャ ッ ク 内 容		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
届出書類	1 路外駐車場管理規程届(様式第4号)			
	2 路外駐車場管理規程チェックリスト(様式第5号)			
	3 路外駐車場管理規程(路外駐車場管理者等による任意様式)の写し			
	4 供用時間及び駐車料金の明示箇所の写真			
駐車場法 第13条第2項 (管理規程)	1 路外駐車場の名称			
	2 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)			
	3 路外駐車場の供用時間に関する事項(休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻)			駐車場法施行規則第2条第1項
	4 駐車料金に関する事項(上限額が定められ、次の基準を満たしているか) (1)能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと (2)自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと (3)自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること			駐車場法施行規則第2条第2項 駐車場法施行令第16条
	5 路外駐車場の供用契約に関する事項(路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含んでいるか)			駐車場法施行規則第2条第3項
	6 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車に関する事項			駐車場法施行規則第3条第1号
	7 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要			駐車場法施行規則第3条第2号
駐車場法施行令 第17条 (供用時間等)	1 路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しているか			

年 月 日

渋川市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場休止届

路外駐車場を休止しましたので、駐車場法第 14 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 休 止 の 理 由
- 4 休 止 年 月 日
- 5 休 止 台 数 全部 ・ 一部 (台)
- 6 休止する部分の面積 平方メートル

年 月 日

渋川市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場再開届

路外駐車場を再開しましたので、駐車場法第 14 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日
- 4 再開台数 全部 ・ 一部 (台)
- 5 再開する部分の面積 平方メートル

年 月 日

渋川市長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場廃止届

路外駐車場を廃止しましたので、駐車場法第 14 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日
- 5 廃止台数 全部 ・ 一部 (台)
- 6 廃止する部分の面積 平方メートル

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

渋川市長 様

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐 車 場 の 名 称				
2 駐 車 場 の 位 置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 必要移動等円滑化の構造及び設備のために	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		
5 従 業 員 概 数				
6 供 用 開 始 (予 定) 日		年 月 日		

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

特定路外駐車場設置(変更)届チェックリスト

駐車場の名称	
チェックリスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合に○を記入

チェック内容		チェック	審査	備考
必須書類	1 特定路外駐車場設置(変更)届出書(様式第9号)			
	2 特定路外駐車場設置(変更)届チェックリスト(様式第10号)			
	3 地形図(位置図) 縮尺1/10,000以上			
	4 次に掲げる事項を表示した平面図 縮尺1/200以上			変更の場合は、変更箇所に係る添付書類を提出すること
	a 特定路外駐車場の区域			
	b 路外駐車場車いす使用者用駐車施設			
	c 路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設			

構造及び設備の基準		チェック	審査	備考
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条 (車いす使用者用駐車施設)	幅が350cm以上の車いす使用者用駐車スペースを次の場合にに応じて設けているか (駐車施設の数が200以下の場合) 1 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上 (駐車施設の数が200超の場合) 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上			
	2 車いす使用者用駐車スペースの表示をしているか			
	3 移動等円滑化経路(車いす使用者用駐車スペースから道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路)の長さができるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車スペースを設けているか			
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第3条 (移動等円滑化経路)	1 移動等円滑化経路を1以上設けているか			
	2 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けていないか			
	3 移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、通路は50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか			
	4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、段に代わる傾斜路の幅を120cm以上、段に併設する傾斜路の幅を90cm以上としているか			
	5 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、勾配を1/12以下とし、高さが16cm以下の場合は1/8以下としているか			
	6 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、高さが75cmを超える場合(勾配が1/20を超えるものに限る。)に、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置しているか			
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第4条 (特殊の装置)	7 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に手すりを設けているか			
	1 国土交通大臣が認定した特殊の装置であるか			